

公 示

大阪大学（吹田）医学部附属病院診療棟等新営その他基本設計業務
に係る共同体の結成について

標記について、下記の要領により共同体の設計・コンサルティング業務に係る有資格業者登録申請を受付けることとしたので、希望者は申請されたく公示する。

平成30年2月27日

契約権限者
国立大学法人大阪大学
総長 西尾 章治郎

記

1 業務概要

- (1) 業務名 大阪大学（吹田）医学部附属病院診療棟等新営その他基本設計業務
- (2) 業務内容 吹田団地における診療棟（仮称）（Ⅰ期・Ⅱ期）他新営、外来・中診棟（部分）改修の基本設計業務
- (3) 履行期限 平成32年3月31日

2 手続等

- (1) 担当部局 〒565-0871 吹田市山田丘1番1号
国立大学法人大阪大学施設部企画課施設経理係
電話 06-6879-7116

(2) 申請書の交付期間及び場所

平成30年2月27日（火）から平成30年3月13日（火）までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日の10時00分から17時00分まで。（1）に同じ

(3) 申請書

- ① 競争参加資格審査申請書（建設コンサルタント業務等）
- ② 共同体協定書の写し
- ③ 共同体の各構成員が文部科学省における平成29・30年度設計・コンサルティング業務の競争参加資格の認定を受けている「競争参加資格認定通知書」の写し

(4) 申請書の提出期限、場所及び方法

平成30年2月27日（火）から平成30年3月13日（火）までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日の9時00分から17時00分まで。

（1）に同じ

持参又は郵送（書留郵便等の記録の残る方法に限る。）すること。ただし、郵送の場合は提出期限までに必着のこと。ファクシミリによるものは受付けない。

なお、平成30年3月13日（火）以降、当該業務に係る技術提案書の提出の時まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該提出の時までに審査が終了せず、技術提案書を提出できないことがある。

(5) 申請書等の作成に用いる言語

申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

3 共同体の参加資格

次に掲げる条件を全て満たしている2者以上の者により構成される共同体であること。

① 国立大学法人大阪大学契約規則第7条及び第8条の規定に該当しない者であること。

② 文部科学省における平成29・30年度設計・コンサルティング業務の一般競争参加資格者名簿において「建築関係設計・施工管理業務」及び「建築設備関係設計・施工管理業務」の認定を受けている者であること。

ただし、分担業務実施方式により構成している共同体における建築関係業務のみを分担する者については、設計・コンサルティング業務資格のうち「建築関係設計・施工管理業務」の認定を受けている者であることとし、建築設備関係業務のみを分担する者については、設計・コンサルティング業務資格のうち「建築設備関係設計・施工管理業務」の認定を受けている者であることとする。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること。）

③ 参加表明書の提出期限の日から技術提案書の特定の日までの期間に、文部科学省又は国立大学法人大阪大学から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止措置を受けていないこと。

④ 経営状況が健全であること。

⑤ 不正又は不誠実な行為がないこと。

⑥ 技術提案書を提出しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）

⑦ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

なお、分担業務実施方式により構成している共同体のうち、建築設備関係業務のみを分担する構成員についてはこの限りではない。

⑧ 管理技術者、主任技術者（意匠）、主任技術者（構造）、主任技術者（電気設備）及び主任技術者（機械設備）を各1名ずつ配置できること。

i) 「管理技術者」とは、国立大学法人大阪大学が定めた「設計業務委託契約要項」第14の定義によるものとし、一級建築士又は建築設備士の資格を有すること。

ii) 「主任技術者」とは、管理技術者の下で各分担業務における担当技術者を総括する役割を担う者をいう。

iii) 各技術者間相互での兼務は不可とする。

iv) 配置予定技術者は、本業務に専念できる者であり、かつ、管理技術者は自設計事務所又は自設計共同体の構成員である設計事務所に所属する者であること。このことを証明する書類として、健康保険被保険者証の写し又は雇用保険事業者別被保険者台帳照会の写しを添付すること。

- ⑨ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ⑩ 平成14年度以降に、元請けとして、病院において延面積32,000㎡以上の基本設計業務又は実施設計業務（新営・改修を問わない）を完了していること。

4 登録の有効期間

登録の日から当該業務の引渡が完了する日までとする。ただし、契約者以外の者にとっては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。

5 公示に対する質問書の提出期限、場所及び方法等

(1) 公示に対する質問がある場合は、書面（様式は自由）により提出すること。

(2) 質問書の提出期限、場所及び方法

平成30年4月13日（金）17時00分

記2（1）に同じ

持参又は郵送（書留郵便又は配達記録郵便に限る。）すること。ただし、郵送の場合は提出期限までに必着のこと。なお、ファクシミリによるものは受け付けない。

(3) (1) の質問に対する回答の回答期限及び方法

① 回答期限 質問書を受付けた日の翌日から起算して7日以内

② 回答方法 質問回答書を郵送する。

③ 閲覧期限 平成30年5月2日（水）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く）の9時00分から17時00分まで。

6 その他

(1) 設計共同体の名称は、「〇〇・〇〇設計共同体」とする。

(2) 同一の者が2以上の設計共同体の構成員となって申請することはできない。

(3) 文部科学省における平成29・30年度設計・コンサルティング業務の競争参加資格の認定を受けていないものは、審査申請をし認定を受けること。